

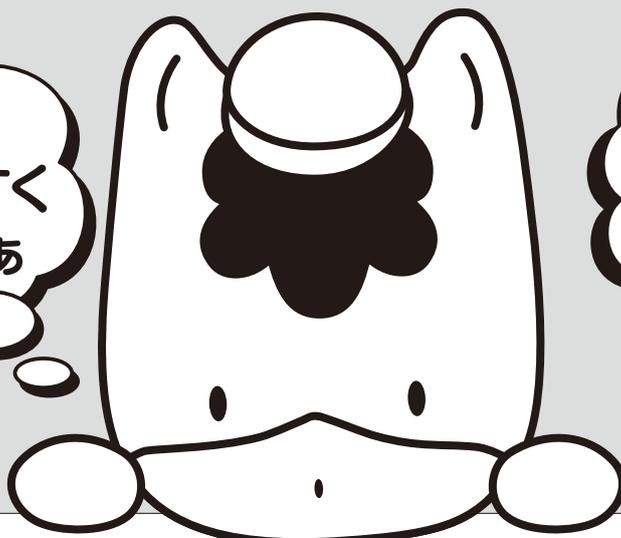
県営住宅入居申込案内書

随時募集

～いつでもお申込みができます～

ひとりでも
申込みしやすくなっただあ

いろいろな
お部屋があるんだね



※平成31年4月1日より
単身の方の入居要件が
変更されました。

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」

※既存の住宅（定期募集住宅は除く）の申込みは随時受け付けており、住宅が空いたときに順次ご案内しています。ただし、申込書の有効期限は、1年間です。（翌年の申込月の月末）

随時募集団地一覧

資料一覧（団地位置図・間取り図・その他）は別冊になっております。

★群馬県外にお住まいの方も申込みが可能です。

前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	館林市	富岡市	沼田市
朝倉	浜尻第三	元宿	上泉	新井	高根	酢の瀬	金井
南橘	筑縄	織姫	上植木	石原	青柳	芝宮	草津町
広瀬第一	北久保	天神第一	山王	牛沢	大島	桐淵	中島※
朝日町	鼻高	西堤	今井	宝泉	近藤	田篠	板倉町
下細井	城山	相生第一	田中島	鳥山	分福	観音前	大林
下新田	上佐野	川内	三ツ木	浜町	日向	上中島	大泉町
田口	大沢	二本松	女塚	内ヶ島	藤岡市	安中市	丘山
萱野	室田	城ノ岡	渋川市	矢場	萩の宮	原市第一	邑楽町
	中河原	相生第二	八木原	成塚	本郷	原市第二	中野
	下河原		下郷	生品	立石	下磯部	
						二軒在家	

※中島団地につきましては草津町役場で受付しております。

※県営住宅の案内図や住宅の写真をホームページで公開しています。（ホームページアドレス <http://www.gunma-jkk.or.jp/>）

目 次

I. 申込みから入居まで	1・2ページ
II. 入居申込者の資格	3・4ページ
III. 申込時の提出書類	5・6ページ
IV. 住宅種類による資格要件	7ページ
V. 収入の計算方法	8～12ページ
VI. 県営住宅の家賃について	13・14ページ
VII. その他	15・16ページ
VIII. 外国籍の方へ（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語）	17～26ページ
MEMO	27～29ページ
関係用紙	30ページ～

個人情報の取扱いについて

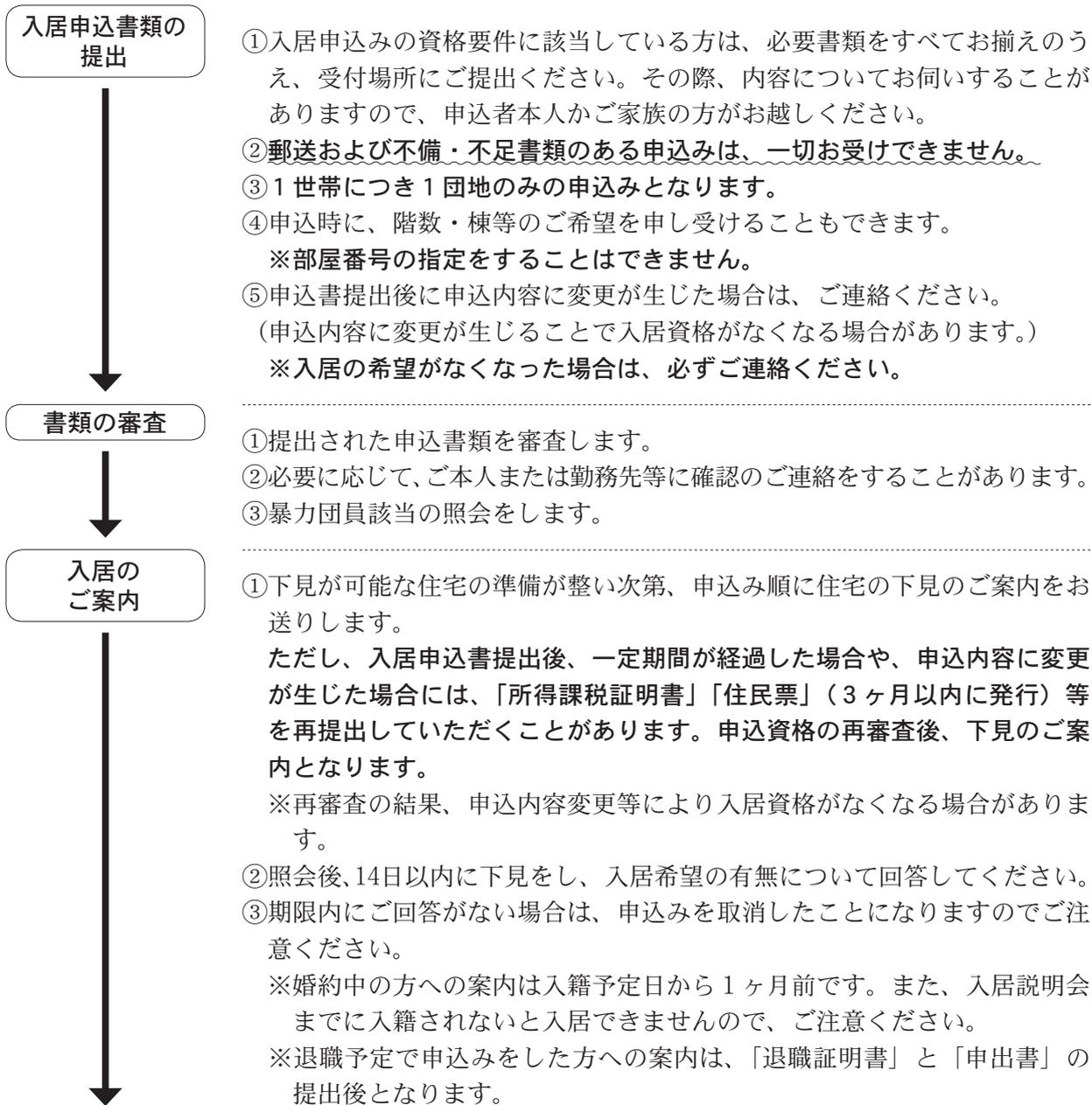
当会社では、「個人情報に関する法律その他関連する法律等」を遵守し、「個人情報保護規程」を制定して管理責任者のもとで厳重なセキュリティー対策を施し、適正に個人情報を管理しています。

また、当会社では、お客様の個人情報につきまして関連法令及び規程等に基づき以下のとおり取り扱っています。

- 1 入居及び諸申請の受付に伴い提出していただく個人情報は、「入居及び当該申請に係る審査」のほか、「家賃等の収納に関するご連絡」、「修繕等に関するご連絡」、「公社住宅及び県営住宅に関する各種情報のご案内」、「各種アンケートのお願い」、「調査・統計資料の作成」、「その他住宅の管理上必要な場合」に利用させていただきます。
- 2 当会社は、「法令等に定めがある場合」・「個人の生命の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められる場合」等を除き、お客様の個人情報を第三者に提供することはいたしません。ただし、管理人や業務委託先の事業者（営繕業者等）で、事務の執行上必要であり、かつ個人情報保護の措置が講じられている場合を除きます。
- 3 当会社は、お客様から個人情報の開示・訂正・利用停止の求めに対応させていただいております。
- 4 個人情報の取扱いに関するお問い合わせは次の窓口までご連絡ください。

【群馬県住宅供給公社 総務部 総務課 027-224-1881】

I. 申込みから入居まで（随時募集）



鍵貸出し場所（随時募集団地）	
桐生支所	元宿、織姫、天神第一、西堤、相生第一、川内、二本松、城ノ岡、相生第二
太田支所	新井、石原、牛沢、宝泉、鳥山、浜町、内ヶ島、矢場、成塚、生品、丘山
館林支所	高根、青柳、大島、近藤、分福、日向、大林、中野
富岡支所	酢の瀬、芝宮、桐淵、田篠、観音前、上中島、原市第一、原市第二、下磯部、二軒在家
草津町役場	中島
本社	上記以外の団地
※本来貸出場所以外の貸出希望の方は事前に本社へ連絡してください。 ※鍵を借りる時は必ず事前に連絡をしてからお越しくください。	

入居の決定

下見後、入居希望の方には「入居説明会」の通知と契約書類をお送りします。
※ただし、長期間空いていた住宅は、入居希望の回答後に修繕を行うため、
発送までに時間がかかる場合があります（概ね2週間～1ヶ月程度）。
入居説明会に出席するためには事前予約が必要です（電話または公社窓口等）。

入居説明会は、必要書類をご用意のうえ、ご出席ください。

入居説明会

契約書類の審査終了後、入居における重要事項説明をします。
なお、以下書類に不備があると、入居することができません。

【入居説明会時の主な必要書類】

- ・敷金（家賃の3ヶ月分）の納付済領収書
- ・契約書3部（連帯保証人の人数によって部数が異なる場合があります）
- ・印鑑登録証明書（本人と連帯保証人および単身入居者は身元引受人分）
- ・所得証明書または源泉徴収票（連帯保証人分）
- ・運転免許証等のコピー（連帯保証人および単身入居者は身元引受人分）
- ・入居者台帳
- ・預金口座振替納入依頼書（事前に金融機関での手続きが必要です）
- ・誓約書（単身入居者のみ：身元引き受けのため）
- ・駐車場使用契約書（契約希望者のみ）
- ・駐車する自動車の車検証のコピー
- ・県営住宅入居者に係る連帯保証人について（連帯保証人が欠席の場合）
- ・戸籍謄本または婚姻届の受理証明書（婚約中で申込みの方）

※期限日の入居説明会から14日を経過しても説明会へ出席されない場合は、
入居を辞退したものとみなします。

※説明会は必ずご本人が参加してください。（外国籍の方で日本語が得意で
はない方は日本語のわかる方と一緒にご参加ください。）

入居

手続き完了後、入居可能日（入居説明会翌日）から15日以内に住宅へ入居
していただき、入居完了日から7日以内に「入居完了届」と異動後の「住民
票」の提出をお願いします。提出がない場合または、入居していないことお
よび虚偽、不正入居が確認されると、入居決定の取消となります。

また、入居可能日から住宅の家賃（日割り家賃）が発生します。家賃およ
び駐車料は口座振替により納入していただきます。

県営住宅のお申込みには、日本語が分かる方とお越しください。

Pedimos que se presente con alguien que
entiende el Idioma Japonés en el momento
de la inscripción para el Ken-ei Jyutaku.

Solicitamos que compareça com alguém que
compreenda a Língua Japonesa na ocasião
da inscrição para o Ken-ei Jyutaku.

申請县営住宅時、
请与会说日语的朋友一同前来。

NẾU ĐẾN ĐỂ ĐĂNG KÝ NHÀ Ở THÌ VUI LÒNG ĐẾN
CÙNG VỚI NGƯỜI HIỂU ĐƯỢC TIẾNG NHẬT

Please come to the office for application
with a person who understands Japanese.

Ⅱ. 入居申込者の資格（次の1～9のすべての資格を満たす方）

1. 申込者は、成人（20歳未満の既婚者を含む）であること

- (1) 同居できる方は親族に限ります。
親族の範囲は、民法規定の3親等内の血族、配偶者（含内縁）、2親等内の姻族です。
- (2) 次の場合は同居予定親族として認められます。
 - ① 婚約されている方（入籍予定日前1ヶ月にならないと、住宅のご案内はいたしません。
また、入居説明会（2ページ参照）までに入籍されないと入居できません。）
婚約者の場合は、第3者の婚約証明が必要となります。
 - ② 結婚しているのと同様（内縁）と認められる方（住民票で「未届の夫」または「未届の妻」となっており、戸籍上でもほかに婚姻関係がないこと。）
- (3) 状況により、居宅にて自活可能かを審査するために市町村や公社職員の面接を受けていただく場合があります。（意見書照会）
- (4) 正当な理由なく、世帯を不自然に分けて申込むことはできません。
 - ① 夫婦の別居（単身赴任含む）や夫婦のどちらか一方が子どもと申込む場合は認められません。
 - ② DV被害者に該当する方は裁判所や女性相談所の証明書が必要です。（6ページ⑨参照）
※加害者であった配偶者との同居は認められません。
 - ③ 現に親がありながら祖父母と未成年の孫だけでの申込み、兄弟姉妹（未成年が含まれる）のみの場合等、社会通念上著しく不自然な世帯分離も認められません。
 - ④ 離婚予定の方は申込みできません。ただし、申込時に離婚調停中の証明書が提出でき、部屋照会前に離婚を証明する戸籍謄本か離婚届受理証明が提出できる方は申込み可能です。
（申込み後期限日までに提出されなかった場合には失格となります。）

※注意事項※

- ・ 申込者が契約後名義人となります。申込みから入居するまでの間に名義人の変更はできません。
- ・ 申込書に記載したとおりの世帯構成で入居していただきます。申込書の記載と異なる世帯構成で入居する場合は失格となります。（ただし、出産・死亡等を除く）

2. 現在住宅に困っている方

原則として、申込者本人および同居しようとしている親族に持家の有る方（共有名義の場合も含む。）は、申込みできません。

3. 次の条件を満たす方

- (1) 指定日までに敷金（家賃の3ヶ月分）を納入できる方
- (2) 連帯保証人を付けられる方
同居者以外の連帯保証人が1名以上必要です。連帯保証人の資格要件は、独立の生計を営み、入居者と同程度の収入を有し、かつ群馬県内居住者であること（※）が必要です。さらに、年間収入が1,034,000円以上（事業所得者、年金受給者等は、ご相談ください。）の同居者がいる場合は、その方（複数ある場合は1名）にも連帯保証人になっていただきます。
※連帯保証人を県内で選定できない場合は、関東甲信越（東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・茨城・山梨・長野・新潟）の各都県居住者でも認められる場合があります。
 - ・ 入居説明会にはなるべく連帯保証人の方にも出席をお願いしています。
 - ・ 連帯保証人が外国籍の方は、永住・定住者（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等を含む）に限定されます。
 - ・ 現在、県営住宅にお住まいの方は、家賃滞納があると連帯保証人になれません。

- (3) 単身入居者の方は、身元引受人1名（原則として群馬県内居住者）の誓約書を提出できる方。
 ※身元引受人を県内で選定できない場合は、事情により、県外居住者でも認められる場合がありますので、ご相談ください。

4. 日本国籍の方、または既に住民登録している外国籍の方

外国籍の方は、永住または定住（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等を含む）の在留資格をお持ちの方。

また、同居親族が外国籍の方についても、日本国において住民登録されていなければなりません。



5. 道府県民税および市町村民税（都民税および特別区民税を含む）を滞納していない方

6. 申込者本人および現に同居し、もしくは同居しようとする親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でない方

7. 過去および現在において、群馬県県営住宅管理条例に定める不正な使用または信頼関係の破綻となる行為等をしたことがない方（無断退去、迷惑行為等）

8. 前年中の収入（同居予定親族の収入を含む）が、公営住宅法施行令の定める収入基準（右の表に掲げる収入月額）以下である方

※年収の早見表および詳しい収入の計算方法は8～12ページのとおりでです。

世帯区分	収入月額
原則階層世帯	158,000円まで
裁量階層世帯	214,000円まで

裁量階層世帯とは次に該当する世帯です。

裁量階層世帯	
高齢者世帯	申込者が60歳以上であり、同居者がいる場合は、同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の方
障がい者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる方 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等
戦傷病者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が戦傷病者手帳（障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの）の交付を受けている方
小学校未就学世帯	同居者に、小学校就学前の子どもがいる方
被爆者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
引揚者世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上が海外からの引揚者で本邦に引揚げた日から起算して5年を経過していない方
ハンセン病療養所入所者等世帯	申込者本人または同居親族のうち1人以上がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

9. 県営住宅に係る未納の家賃がないこと

入居に際して以下の条件をお守りいただきます。

- ・住宅内外で犬、猫等のペットを飼育（預かり含む）または餌づけしないこと。
- ・共益費等をきちんと支払うこと。
- ・清掃等、団地共同活動に参加すること。
- ・無断駐車、路上等に迷惑駐車をしないこと。
- ・団地内の方とコミュニケーションをとり、協力し合うこと。

Ⅲ. 申込時の提出書類

申込資格の有無は、必要書類すべてを提出していただいてから審査します。
 なお、住宅周辺の環境や交通機関等ご確認のうえ、お申込みください。

1. 必ず提出いただく書類（所定の申込書に①～⑤を添付）

※各種公的証明書類は、3ヶ月以内に発行されたものが有効です。

番号	提出書類	発行元等	摘要
①	<input type="checkbox"/> 住民票	市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※続柄、本籍地、戸籍筆頭者等を省略していないもの。 ※ただし外国籍の方は、在留カードのコピーも必要です。 (在留期間のきれていないもので表裏両面のコピー)
②	※令和元年6月～12月までの期間に申込まれる場合		
	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 平成31年度（平成30年分）	市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※平成31年3月まで中学生であった方を除く。 ※収入や所得金額、各種控除等がわかるものがが必要です。
	※令和2年1月～5月までの期間に申込まれる場合		
	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 平成31年度（平成30年分） と以下のアイウで該当するもの	市・区役所 町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※平成31年3月まで中学生であった方を除く。 ※収入や所得金額、各種控除等がわかるものがが必要です。
	<input type="checkbox"/> ア 給与所得の源泉徴収票 平成31年分	勤務先	○就労されている全員分 ※手書きやコピーの場合は、勤務先の朱肉印が押されたものが 必要です。 ※複数ある場合は、すべてのものが必要です。
<input type="checkbox"/> イ 公的年金等の源泉徴収票 平成31年分	日本年金機構等	○年金を受給されている全員分 ※複数ある場合は、すべてのものが必要です。	
<input type="checkbox"/> ウ 確定申告書（控） 平成31年分 ※ 住民税申告書（控） 平成31年分	税務署等 市・区役所 町・村役場等	○確定申告をされている全員分 ※原則として税務署の受付印が押されたものが必要です。 ※上記アイウに該当されない方（学生や無職・無収入者等） ※原則として役所・役場等の受付印が押されたものが必要です。 ※収入が『0円』であることがわかる申告書(控)が必要となります。	
③	<input type="checkbox"/> 住民税納税証明書（平成30年度） または 非課税証明書（平成30年度）	市・区役所 町・村役場等	◎申込者本人分のみ ※課税されている方は、完納した証明書。 ※課税されていない方は、非課税証明書。
④	<input type="checkbox"/> 保険証のコピー	本人	◎入居を予定している全員分 ・健康保険 ・国民健康保険 ・各種共済組合 ・船員保険 ※国民健康保険、各種保険被扶養者で、現在、就労されている方は 次ページ表中の⑬在職証明書または、⑮事業申告書が必要となり ます。
⑤	住宅の証明書 以下のアイウのいずれか		
	<input type="checkbox"/> ア 賃貸借契約書のコピー (すべてのページ分)	本人 (貸主)	○アパートやマンション等の民間賃貸物件にお住まいの方 ※社宅等で賃貸契約書が無い場合は貸主との賃借証明書をご提出く ださい。
	<input type="checkbox"/> イ 固定資産(家屋)課税台帳 記載事項証明書 (評価証明書)	市・区役所 町・村役場等	○親族等の家にお住まいの方 ※共有名義の場合は、共有者すべてがわかるもの。
	<input type="checkbox"/> ウ 入居証明書	市・区役所 町・村役場等 住宅供給公社	○公営住宅にお住まいの方（県営・市営・町営等） ※入居していることが証明できる書類をご提出ください。

▲ ご提出いただいた書類については、一切返却できませんので、ご了承ください。▲

2. 該当する方のみ提出していただく書類

区 分		発行元等	提 出 書 類
世帯は（控除・世帯状況等を確認するため）	① ひとり親世帯の方	市・区役所・町・村役場等	戸籍謄本（配偶者の死亡、離婚、子どもの親権が確認できるもの） * 親権が元配偶者にある場合は親権者の同意書 * 所得課税証明書等で寡婦（寡夫）控除が確認できない方はご相談ください。
	② 単身で申込む方	市・区役所・町・村役場等	戸籍謄本（配偶者の有無が確認できるもの） * ただし、寡婦（寡夫）控除に該当する方は配偶者の死亡が確認できるもの
		本人	自活状況申立書【書式は指定】
	③ 外国籍で上記①または②に該当する方で、戸籍謄本等がとれない方	大使館等	配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
	④ 障がい者に該当する方 指定難病患者に該当する方	本人	身体障がい者手帳のコピー、精神障がい者保健福祉手帳のコピー、療育手帳のコピー、受給者証のコピー、戦傷病者手帳のコピー等
	⑤ 外国籍の方	本人	在留カードの表裏両面のコピー
	⑥ 内縁関係に該当する方	市・区役所・町・村役場等	それぞれの戸籍謄本（配偶者の有無の確認のため）および内縁関係が確認できるもの（住民票、扶養証明書等）
	⑦ 現在婚約中の方	第3者等	婚約証明書【書式は指定】 * 入居説明会までに入籍したことが戸籍謄本等で確認できることが条件となります。
	⑧ 原子爆弾被爆者に該当する方	本人	被爆者健康手帳のコピー
	⑨ DV被害者に該当する方	女性相談所 または 裁判所	次のいずれかの書類 ・ 女性相談所の発行する一時保護の証明書 （一時保護または保護が終了した日から5年以内） ・ 裁判所の保護命令（接近禁止命令）のコピー （効力が生じた日から5年以内）
			生活保護受給証明書 市、または県（町村の方）の福祉事務所発行のもので受給開始年月日の記載があるもの
⑩ 生活保護を受給している方	市または県	生活保護受給証明書 市、または県（町村の方）の福祉事務所発行のもので受給開始年月日の記載があるもの	
⑪ 別居扶養者のいる方	勤務先（扶養証明書） 市・区役所・町・村役場等	扶養証明書および被扶養者の住民票（扶養親族を確認するため）	
仕事や収入は（年間の収入計算をするため）	⑫ 平成30年1月2日以降に現在の職場に就職した方 * 令和2年1月以降の申込みは平成31年1月2日以降	勤務先	給与支払証明書【書式は指定】
	⑬ 国民健康保険に加入している方	勤務先	在職証明書【書式は指定】 * 勤務先の代表者等が証明したもの
	⑭ 平成30年1月2日以降に自営業を開業した方 * 令和2年1月以降の申込みは平成31年1月2日以降	本人	収支明細書【書式は指定】 * 収支実績月数が1ヶ月未満の方は不要です。
	⑮ 自営業の方	本人	税務署長に提出した開業届の控または事業申告書【書式は指定】
	⑯ 退職予定の方	勤務先	退職予定証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの） * 退職予定で申込みの方は、退職後に退職証明書および申出書の提出が必要です。 住宅のご案内は、上記書類の提出後となります。
	⑰ 平成30年1月2日以降に退職し現在無職、または転職した方	退職先または本人	退職証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの） または 雇用保険受給資格者証のコピー
	⑱ 平成30年1月2日以降に廃業し現在無職、または転職した方	本人	税務署長に提出した廃業届の控
	⑲ 平成29年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方 * 令和2年1月以降は平成30年11月以降	本人	年金証書のコピー
	⑳ 現在、無職の方	本人	申出書【書式は指定】 * 中学生以下の方は不要です。
	その他	㉑ ハンセン病療養所等に入所していた方	ハンセン病療養所 または厚生労働省
㉒ 群馬県外に在住・在勤の方		本人	本県に入居する理由書【書式は指定】 * 子ども被災者支援法による優遇措置、福島復興再生措置法等被災者関係による入居資格の特例に該当する場合は不要です。

◎注意：申込世帯および現在の住居の状況によっては、上記以外の書類の提出を求められることがあります。
また、再審査時に追加して書類の提出をお願いする場合がありますのでご了承ください。
なお、申込み時には必ず印鑑を持参してください。

IV. 住宅種類による資格要件

申込みされる方の世帯構成によって、申込みできる住宅と、できない住宅があります。
次の表をご覧ください。

住宅種類	資格要件等
(1) 一般住宅	入居申込資格を満たしているすべての方（3・4ページ参照）が申込みできます。
(2) 車イス住宅	車イスを使用されている方で、身体障がい者手帳の1級～3級をお持ちの方が申込みできます。
(3) 多家族向住宅	<p>家族の多い世帯向けの住宅です。 次のいずれかの方が申込みできます。</p> <p>ア) 一般 5人以上の世帯の方が申込みできます。</p> <p>イ) 身障者同居 常時車イスを使用する方がいる、5人以上の世帯の方が申込みできます。（身体障がい者手帳の1級～3級をお持ちの方）</p>
(4) 子育て支援住宅	<p>単身者の申込みはできません。 現在子育て中の世帯の経済的負担を少しでも軽減していただけるよう、小中学校に近接する子育てに適した住宅です。 これは、子育て世帯を支援することにより、次世代育成を推進することを目的としています。 該当世帯は「ひとり親世帯」「多子世帯」「子どもが小学生以下世帯」のいずれかに該当し、かつ13歳未満（入居可能日の前日現在）の者と現に同居し、その者を扶養している方が申し込みできます。（扶養児童の中に13歳未満の児童が1人以上いる方です。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯（母子・父子世帯）…申込者本人が配偶者（内縁および婚約者を含む）のいない方で同居親族が20歳未満（入居可能日の前日時点）の子どもだけで、現に子どもを扶養している方（離婚未成立、調停中は非該当） ・多子世帯…申込者に19歳未満の子ども（平成13年4月2日以降の出生）が3人以上いて、その3人を現に扶養しその子ども全員が県営住宅に入居できること。 ・子どもが小学生以下世帯…同居親族が配偶者と中学校就学前の子ども（平成19年4月2日以降の出生）のみで現にその子どもを扶養し、全員が県営住宅に入居できること。
(5) 事故住宅	<p>前入居者が室内でお亡くなりになった等で、その後、次の入居がない住宅です。 なお、この住宅に申込みの際はその旨をよくご理解ください。 *家賃は、ほかの住宅と同じです。減額の取扱い等は一切ございません。 *定期募集団地の事故住宅についても随時募集住宅として取り扱っていますので、詳しくはお問い合わせください。 現在、定期募集団地で比較的、高倍率である団地にも該当住宅がございます。</p>

V. 収入の計算方法

1. 収入基準について

県営住宅の入居条件の中には、収入基準があります。

世帯全員の収入額を所得に換算し、総所得額から控除額を引いたものを12（月）で割ります。

次の計算式により算定した額が15万8千円以下であることが必要です。

（裁量世帯については21万4千円以下です。4ページ参照）

$$\frac{\text{世帯の所得金額} - \left[\begin{array}{l} \text{扶養親族数} \\ \text{(4.ア参照)} \end{array} \times 38\text{万円} + \begin{array}{l} \text{特別控除} \\ \text{(4.イ～カ参照)} \end{array} \right]}{12} = \begin{array}{l} \text{月額158,000円以下} \\ \text{(裁量世帯214,000円以下)} \end{array}$$

○給与所得・事業所得・雑所得・不動産所得等で、譲渡所得等の一時的な所得を除きます。

○仕送り、遺族年金、障がい者年金、失業給付金、労災保険の各種給付金生活扶助料等の非課税所得、一時的な収入（退職所得、譲渡所得等）は所得金額0円で計算してください。

○過去に収入があっても、現在失業中の方、または現在収入があっても資格審査の書類の提出までに退職をした旨の証明書が提出でき、かつ退職後に無収入となる方は所得金額はないものとしてください。

2. 世帯で1人の方が収入を得ている場合の収入基準早見表

収入基準早見表は、世帯に収入のある方が1人の場合で、同居（扶養）親族控除のみ考慮して計算したものです。下表の区分に応じた年収以下であれば収入基準を満たします。ほかの各種控除がある方は、11ページの「各種控除の内容と控除額」を参照して月額所得額を計算してください。

- ・給与収入世帯の場合は、諸手当・賞与・税金等をすべて含めた総支給額です。
- ・世帯員数には別居扶養となっている方も含まれます。

●給与収入世帯の場合（前年1年間の総支給額）

人数	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原則階層	2,967,999円	3,511,999円	3,995,999円	4,471,999円	4,947,999円
裁量階層	3,887,999円	4,363,999円	4,835,999円	5,311,999円	5,787,999円

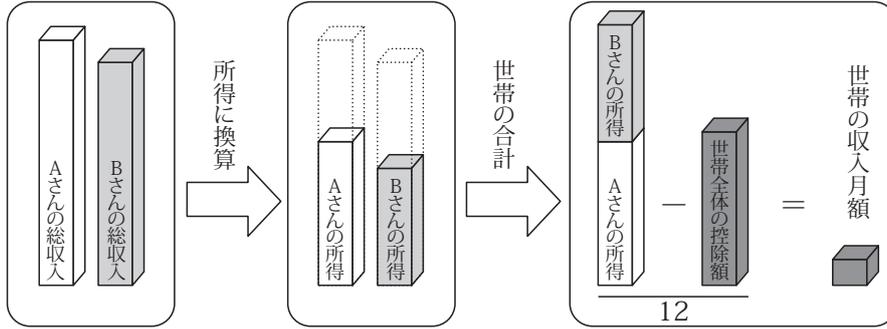
●事業所得世帯の場合（前年1年間の必要経費控除後の所得金額）

人数	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原則階層	1,896,000円	2,276,000円	2,656,000円	3,036,000円	3,416,000円
裁量階層	2,568,000円	2,948,000円	3,328,000円	3,708,000円	4,088,000円

3. 世帯で複数の方が収入を得ている場合

入居しようとする方全員の年間の収入金額（年収）を所得に換算（9ページ「給与所得の計算方法」を参照）した総所得額から世帯全体の控除額（11ページの控除額）を引いて、収入月額を求めてください。

世帯で複数の方が収入を得ている場合の月額計算方法イメージ



(1) 給与所得者の場合 (就労時期により下記①、②の方法で年間収入を算出してください。)

給与所得でいう総収入額とは、給与所得控除をする前のもので、ボーナス、諸手当等を含むすべての収入金額です。(ただし、通勤手当等のうち非課税所得は含みません。)

給与所得は総収入ではなく給与所得控除後の金額です。給料・賃金・ボーナス等の所得で会社員・店員・日雇労働者・パート事業専従者等の収入が該当します。

就職(就労)の時期	計算方法	算出した金額
①現在の勤務先に前年1月1日以前から引き続き勤務している方	前年1年間の総収入 (源泉徴収票の支払金額)	(注) 給与所得者が2人以上いる場合はそれぞれ個別に計算してください。
②申込時現在の勤務先に前年の1月2日以降就職または転職した方 (年途中で再就職した場合)	再就職後の各月の収入の合計 (賞与を除く) ×12 再就職後の月数 + 賞与 = 年間の推定総収入金額 (注) 1ヶ月未満の勤務による収入はその月の収入を除いて計算してください。 ※現在の勤務先に勤めてまだ1ヶ月分の給与を受けていない方は、前年の所得を基に収入認定を行います。	

端数整理 (端数整理後の金額)
年間総収入金額または、年間推定総収入金額が1,628,000円から6,599,999円までの人は次の例により端数整理をする。

例)
(総収入金額) (定数)
3,832,999円 ÷ 4,000円 = 958円
(端数整理) (定数)
958円 × 4,000円 = 3,832,000円
(端数整理後の総収入金額)

(注) 1,627,999円以下の人は端数整理はしない。

年間総収入の金額	給与所得の計算方法
イ 650,999円まで	給与所得は0円
ロ 651,000円から1,618,999円まで	(総収入金額) - 650,000円
ハ 1,619,000円から1,619,999円まで	給与所得は=969,000円
ニ 1,620,000円から1,621,999円まで	給与所得は=970,000円
ホ 1,622,000円から1,623,999円まで	給与所得は=972,000円
へ 1,624,000円から1,627,999円まで	給与所得は=974,000円
ト 1,628,000円から1,799,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.6 =
チ 1,800,000円から3,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.7 - 180,000円 =
リ 3,600,000円から6,599,999円まで	(端数整理後の総収入金額) × 0.8 - 540,000円 =
ヌ 6,600,000円から9,999,999円まで	(総収入金額) × 0.9 - 1,200,000円 =

年間所得金額
① 円
(注) 給与所得者が2人以上いる場合はここで所得を合算してください。



計算例

ケース①	夫 給与収入440万円 (所得金額298万円)	妻パート収入60万円 (所得金額0円)	子 17才	子 14才
	$\frac{(298万円 + 0円) - \{(3人 \times 38万円) + (1人 \times 25万円)\}}{12ヶ月} = \text{月額}132,500円 \quad ※25万円は特別控除(特定扶養)$			

(2) 公的年金所得者の場合

公的年金とは、国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、年金基金、恩給、各種共済年金等で所得区分は雑所得となります。

その他法律により非課税とされている各種の年金（障がい年金、遺族年金、福祉年金等）については所得金額0円として計算してください。

年金受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
64歳以下の方	700,000円まで	所得は0円
	700,001円から1,299,999円まで	(年金の総収入額) - 700,000円 =
	1,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳以上の方	1,200,000円まで	所得は0円
	1,200,001円から3,299,999円まで	(年金の総収入額) - 1,200,000円 =
	3,300,000円から4,099,999円まで	(年金の総収入額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円から7,699,999円まで	(年金の総収入額) × 0.85 - 785,000円 =

年間所得金額

(A) 円



計算例

ケース②	夫 年金収入250万円 (所得金額130万円)	妻 パート収入60万円 (所得金額0円)
	$\frac{(130万円 + 0円) - \{(1人 \times 38万円)\}}{12ヶ月} = \text{月額}76,667円$	

(3) その他の所得・日雇の場合

その他の所得とは事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得等の所得で、自営業、サービス業、外交員等の所得が該当いたします。

	開業等の時期	計算の方法
	年 間 所 得 金 額 の 計 算	①現在の事業を前年1月1日以前から営み、引き続き同じ事業をしている方
②現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過している方		申込前1年間の所得金額をもって計算する。
③現在の事業を前年1月2日以後に始め、1年以上経過していない方		事業を始めた翌月から申込前月までの 〔総収入額(総売上額) × (12/営業月数)] - 〔総支給額(合計必要経費) × (12/営業月数)] = 1年間の確定所得金額 ※家内労働者等に限り65万円まで経費とする事ができます。
日 雇	雇用の時期	計算の方法
	①前年1月1日以前から引続き現在まで同じ日雇をしている方	前年中の所得金額 (所得税確定申告者の所得金額)
	②前年1月2日以後に現在の日雇いを始めた方	日雇を始めた翌月の所得金額から計算する (所得金額の計算、収入期間のとり方等については給与所得の例にならってください。)

年間所得金額

(A) 円

4. 各種控除の内容と控除額

世帯の所得金額（①：「年間所得金額」）から次の控除金額を差し引いてください。

	控除名	控除金額	控除を受けられる方
一般控除	ア 扶養親族控除	一人につき 38万円	申込者本人を除く、入居しようとする親族で同居または同居しようとする方、所得税法上の別居扶養の対象となっている方 (収入の有無にかかわらず控除され、すべての世帯に該当します。)
	イ～カの控除は、世帯に老人扶養親族、特定扶養親族、障がい者、特別障がい者、寡婦（夫）の方がいる場合に、アの控除にあわせて控除することができます。		
特別控除	イ 老人扶養控除	一人につき 10万円	申込者本人を除く、所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方
	ウ 特定扶養控除	一人につき 25万円	申込者本人および配偶者を除く、所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上23歳未満の方
	エ 障がい者控除	一人につき 27万円	申込者や扶養親族で、身体障がい者手帳（3級～6級）、精神障がい者保健福祉手帳（2級か3級）または療育手帳（B級）を持っている方 その他所得税法等の控除を受けている方
	オ 特別障がい者控除	一人につき 40万円	申込者や扶養親族で、身体障がい者手帳（1級～2級）、精神障がい者保健福祉手帳（1級）または療育手帳（A級）を持っている方 その他所得税法等の控除を受けている方
	カ	寡婦控除	一人につき 27万円まで
	寡夫控除	一人につき 27万円まで	申込者本人または同居親族で、妻と死別し、もしくは離婚をした後婚姻していない、または、妻の生死が明らかでない（船舶の沈没等事故による生死不明や、3年以上生死がわからない場合等）男性で、生計を一にする子（年間所得38万円以下）を有し、かつ、年間所得が500万円以下の方 ※非婚のひとり親についても寡夫控除の対象です。（平成28年10月1日から） ※所得が27万円未満の場合は、その額が控除額となります。 ※原則として、所得課税証明書等で寡夫であることが確認できる方。

（各種控除の計算方法）

年間所得額から差し引く額です。世帯の実情により上の表からあてはまるところを計算してください。

控除名	控除の金額		
扶養親族控除	38万円	×	人 = 万円
老人扶養控除	10万円	×	人 = 万円
特定扶養親族	25万円	×	人 = 万円
障がい者控除	27万円	×	人 = 万円
特別障がい者控除	40万円	×	人 = 万円
寡婦（夫）控除	27万円 (上限)	×	人 = 万円

控除額合計
 ② 円

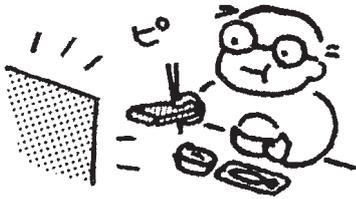


5. 月収額の計算

9～10ページで算出した年間所得金額①をもとに11ページの各種控除額②を差し引き収入月額を計算してください。

$$\begin{array}{ccc} \text{年間所得金額} & \text{控除額合計} & \text{計算した収入月額} \\ \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{① 円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{② 円} \\ \hline \end{array} \right) \div 12 = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \end{array}$$

- ①原則階層世帯 申込世帯の収入月額（月収所得金額）が158,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯に該当しない方は原則階層世帯です。
- ②裁量階層世帯 申込世帯の収入月額（月収所得金額）が214,000円以下なら申込みできます。
※裁量階層世帯については4ページを参照してください。



VI. 県営住宅の家賃について

1. 県営住宅家賃の仕組み

県営住宅の家賃は、世帯全員の収入と各住宅から受ける便益（立地、広さ、築後年数等）によって決定する仕組みになっています。（具体的な家賃の計算方法は、14ページの「3. 家賃算定の方法」をご覧ください。）

(1) はじめて入居される場合は皆さんから収入を証明する書類（所得（課税）証明書、源泉徴収票等）を提出していただき、「収入月額」を算定し、どの「収入分位」に該当するか決定します。

(2) 翌年度からは、毎年「収入に関する申告書」を提出していただき「収入分位」を決定し、家賃を再計算します。この「収入に関する申告書」は、翌年4月から1年間の家賃を決定するため、前年の世帯全員の収入を申告していただくものです。

このため、毎年の申告の結果、「収入月額」の増減により家賃が増減します。

なお、「収入に関する申告書」を提出しない場合は、法令で認められる最高額の家賃となります。

(3) 収入が著しく少なく、次の要件に該当する世帯等は、家賃の減免を受けられる場合がありますので、お問い合わせください。

なお、生活保護法による住宅扶助を受給している世帯、または生活困窮者自立支援法による住居確保給付金を受給している世帯は、家賃の減免は受けられません。

	該 当 世 帯
ひとり親世帯	申請者本人が夫または妻と死別し、もしくは離婚した後、婚姻していない、または夫または妻の生死が明らかでない（船舶の沈没等の事故による生死不明や、3年以上生死が分からなかった場合等）、あるいは婚姻によらないで母または父となった方で現に婚姻していない方で、生計を一にする20歳未満の児童を有する世帯
高齢者等世帯	申請者が60歳以上であり、かつ同居者のいずれもが、60歳以上か18歳未満の世帯
障がい者世帯	申請者本人または同居親族のうち1人以上が次のいずれかにあてはまる世帯 ア 身体障がい者手帳の交付を受けている1級～4級の障がい者 イ 重度または中度の知的障がい者（療育手帳の障がい程度がA重・A中・A1・A2・A3・B1・B中の方） ウ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている1級・2級の障がい者 エ 手帳または受給者証等の交付を受けている難病患者等

2. 家賃の種類

(1) 「本来入居者の家賃」が適用になる方

収入月額158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学等、裁量階層世帯は214,000円）以下の入居者です。

(2) 「収入超過者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き3年以上入居していて、かつ、「収入月額」が158,000円（高齢者、障がい者、小学校未就学等、裁量階層世帯は214,000円）を超える入居者です。

なお、収入超過者は、収入基準を超えており、住宅を明け渡すよう努める義務があります。

(3) 「高額所得者の家賃」が適用になる方

県営住宅に引き続き5年以上入居していて、かつ、最近2年間の「収入月額」が引き続き313,000円を超える入居者です。

なお、高額所得者は、収入基準を大幅を超えており、県では、期限を定めて住宅の明け渡しを請求します。

3. 家賃算定の方法

(1) 本来入居者の家賃（次の式により算出します。）

$$\text{家賃算定基礎額} \times \text{市町村立地係数} \times \text{規模係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

①家賃算定基礎額

分位	収入月額		家賃算定基礎額
	下限額	上限額	
収入分位1 (0～10%)	0円	104,000円	34,400円
収入分位2 (10～15%)	104,001円	123,000円	39,700円
収入分位3 (15～20%)	123,001円	139,000円	45,400円
収入分位4 (20～25%)	139,001円	158,000円	51,200円
収入分位5 (25～32.5%)	158,001円	186,000円	58,500円
収入分位6 (32.5～40%)	186,001円	214,000円	67,500円
収入分位7 (40～50%)	214,001円	259,000円	79,000円
収入分位8 (50%～)	259,001円		91,100円

②市町村立地係数

各市町村の地価の状況を考慮して、各市町村ごとに定められた数値です。

③規模係数

当該県営住宅の床面積を、65㎡で除して算出します。

④経過年数係数

民間賃貸住宅の家賃の変動等を考慮して、定められた式により算出します。

⑤利便性係数

当該県営住宅の立地条件（立地的利便性）、市町村合併条件（市町村合併にともなう家賃の激変緩和措置）と設備条件（団地居住性能利便性）を考慮して算出します。

(2) 収入超過者の家賃（次の式により算出します。）

$$\text{本来入居者の家賃} + (\text{近傍同種の住宅家賃} - \text{本来入居者の家賃}) \times \text{収入に応じて定められる率}$$

入居者の収入月額	超過者となつてからの年度	収入に応じて定められる率
158,001円～186,000円	1年目	1/5
	2年目	2/5
	3年目	3/5
	4年目	4/5
	5年目以降	1
186,001円～214,000円	1年目	1/4
	2年目	2/4
	3年目	3/4
	4年目以降	1
214,001円～259,000円	1年目	1/2
	2年目以降	1
259,001円～	初年度以降	1

Ⅶ. その他

県営住宅は、住宅に困っている方が、低廉な家賃で入居できるよう、国と群馬県が協力して建設した住宅で、県民の大切な財産ですので大切に使用してください。

皆さんが入居されると、公営住宅法や群馬県県営住宅管理条例等の決まりを守っていただきます。

法令違反や共同生活の秩序を乱すこと等がないよう皆さんがお互いに協力して、毎日明るく楽しい生活ができるようにしましょう。

1. 家賃の支払いについて

家賃は入居可能日から発生します。家賃および駐車料は口座振替により納入していただきます。

2. 入居手続きについて

(1) 同居承認申請

入居の許可を受けた方以外は居住できません。ただし、3親等内に血族または2親等内の姻族で、やむを得ないと認められるときは同居が認められる場合があります。

(2) 入居の継続申請

名義人が死亡または退去した場合、残された同居親族が引き続いて住むときは、その事実の発生後、30日以内に知事に承認の申請をしなければなりません。

※規定により継承できない場合があります。

(3) 連帯保証人・身元引受人の変更申請

※次の場合には、公社へ届出を行ってください。

氏名変更、勤務先変更（退職・廃業等も含む）、子の出生、名義人以外の入居者の死亡、名義人以外の入居者の転出、連帯保証人・身元引受人の住所氏名等が変わったとき、15日以上県営住宅に住まないとき



3. 県営住宅の明渡請求事項について

次の場合は、住宅の明け渡しの対象となりますので注意してください。

(1) 不正行為によって入居したとき

(2) 家賃を3ヶ月以上滞納したとき

(3) 県営住宅または共同施設を故意にき損（キズ付けた等）したとき

(4) 正当な理由が無く引き続き15日以上県営住宅を使用しない（留守にする）とき

(5) 条例で規定する連帯保証人の変更事実が発生したにもかかわらず連帯保証人の変更もしくは身元引受人を変えず、または不正行為によって当該変更承認を得たとき

(6) 知事（公社理事長）の承認を得ず、当該県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき、または不正行為によって同居の承認を得たとき

(7) 知事（公社理事長）の承認を得ず、または不正行為によって当該県営住宅の入居の地位の承継の承認を得たとき

(8) 収入の申告をせず、または偽って同条の申告をしたとき

(9) 不正行為によって家賃の減免または徴収猶予を受けたとき

(10) 条例の規定に基づく県営住宅および共同施設の修繕に要する費用の負担をしないとき

(11) 条例の規定に基づく入居者の費用負担義務を怠ったとき

(12) 知事（公社理事長）からの修繕に支障がある行為の禁止の指示に従わないとき

(13) 条例に規定する入居者保管義務に違反したとき

(14) 当該県営住宅をほかの者に貸し、またはその入居の権利をほかの者に譲渡したとき

(15) 知事（公社理事長）の承認を得ず当該県営住宅を住宅以外の用途に使用したとき

(16) 知事（公社理事長）の承認を得ず当該県営住宅を模様替えし、増築し、もしくは改築し、また

は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき

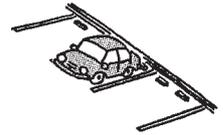
(17) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が該当する場合を含む。）

4. 駐車場について

- (1) 県営住宅には、駐車場のある団地とない団地があります。
- (2) 駐車場のある団地では、原則として1戸に1台分を有料でお貸ししています。
※団地により、2台分以上貸出可能な団地もございます。
詳細はお問い合わせください。
- (3) 駐車できるのは、次の大きさまでの自動車ですが、各団地の駐車場により異なります。
また、一部団地については下記表以外の区画もあります。

駐車区分・規格	駐車できる自動車の大きさ		
	車長	車幅	車高
狭小	4.7m以内	1.7m以内	2.0m以内
中間	5.0m以内	1.85m以内	2.3m以内
標準	5.0m以内	2.0m以内	2.3m以内
軽専用	3.5m以内	1.5m以内	2.3m以内

- (4) 団地内の駐車場以外の通路や緑地等の場所には、絶対に駐車しないでください。
埋設管や簡易舗装を壊し、救急車、消防車等の活動のさまたげとなるばかりでなく、子どもの飛び出し等、交通事故の原因となりとても危険です。



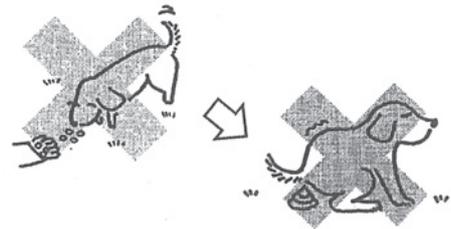
5. 住宅の返還について（次の手続きを行っていただきます。）

- (1) 返還予定日の15日前までに、群馬県住宅供給公社管理部等の窓口で返還に必要な手続きを行っていただきますので、あらかじめ電話でご連絡ください。
なお、中島団地（草津町）については、草津町役場で返還の手続きを行ってください。
- (2) 畳表の取替、ふすま・障子の貼り替え、破損箇所の修繕、汚れ箇所の清掃等、入居者負担で、入居時の状態に直していただきます。

6. その他

- (1) 次の共同施設の使用料金は、共益費として入居者の皆さんで管理負担していただきます。

- ア 階段灯や外灯の電球等の交換と電気料金
- イ 共同使用の水道使用料金や給水施設の電気料金
- ウ 汚水処理施設の電気料金や維持管理費
- エ 集会所の電球等の交換と水道光熱費
- オ エレベータの電気料金
- カ その他（必要な費用）



(2) 県営住宅では、犬、猫、鳥等の動物を飼うこと（預かること、餌づけも含む）は、県営住宅の損傷につながり、また、ほかの入居者に迷惑となるので一切禁止しています。

犬、猫、鳥等のペットを飼うと、建物や部屋に損傷（悪臭等も含む）を与え、退去時に多額の原状回復費用を負担していただくこととなります。動物の鳴き声・抜け毛・フン尿により、環境衛生が悪化します（うるさい、汚い、臭い等）。ほかの入居者に迷惑や害を与えるため、絶対に飼わないでください。

How to apply for prefectural housing (*Ken-ei Jutaku*)

Prefectural housing is a national government-subsidized low-rent public housing project for low-income households.

There are qualifications for application under relevant laws and codes. Applications are accepted either on a (1) regular (2) or as-needed basis.

For details on application procedure (regular or as-needed basis), qualifications, rent, and other details, please ask the Gunma Housing Supply Corp. (*Gunma-ken Jutaku Kyokyu Kosha*).



(1) Regular applications (*Teiki Boshu*)

*Please note that you cannot apply if you are currently living in other public housing.

- Regular applications are accepted four times a year (April, July, October, January). The successful candidates will be decided in a drawing.
- Applicants can choose their desired housing from the list of available housing for rent during each of the application period.
- There will be a screening process after the successful candidates were announced by an open drawing.

(2) As-needed basis applications (*Zuiji Boshu*)

*Please note that you can apply even if you are currently living in other public housing.

- There are public housing projects that accept applications on as-needed basis. (In this case, applicants cannot choose their desired housing. Applications are accepted from the month of application to the same month of the next year and on a first-come-first-served basis as openings become available.)
- For more details on the difference from the regular application system, please ask the Gunma Housing Supply Corp.

©Please visit the website of Gunma Housing Supply Corp. for the maps and photos of our housing projects.

©As explained above, different procedures apply for different application procedures.

©There are regulations and rules governing eligibility, application procedure, housing rules, etc.

©Please feel free to ask Gunma Housing Supply Corp. questions about prefectural public housing projects.

Gunma Prefecture

Gunma Housing Supply Corp.

Contact: Administration Section, Administration Dept.

☎027-223-5811

Website: <http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Qualifications for application

An applicant must meet all of the following 11 requirements.

1. Is either a permanent or long-term resident (spouse acceptable), if the applicant is a foreign resident
2. Is of legal age (If you are married, applicant can be a minor.)
 - Only immediate family members can live together. (Common-law marriages and engagements are included)
 - Unaccompanied applicants must be able to support themselves.
3. Is currently looking for a place to live
 - You cannot apply if you have a house.
4. Is capable of paying a deposit (three months' rent) on or before the date designated by us.
5. Has a co-signer (who meets all the co-signer's requirements)
6. Has an address or place of work in Gunma Prefecture (except for as-needed applicants)
7. Has no unpaid inhabitant tax (*Jumin-zei*)
8. Is not (and none of the family member is) a member of an organized crime group defined by the Act on Prevention of Unjust Acts by Organized Crime Group
9. Has never committed any crimes stipulated in the Gunma Prefectural Housing Administration Codes
10. Has an annual income (or combined income of all family members) that meets our standards
11. Applicants must not have any unpaid rent from other housing run by Gunma Prefecture.

*If you have any questions on the above qualifications, please ask the Gunma Public Housing Supply Corp.

Application Form

- Please contact the Gunma Public Housing Supply Corp. to get the information on necessary documents for application.
- Applications are accepted only after all the essential documents are submitted.
- Application papers will not be returned after they are submitted.

Miscellaneous

- Parking space is available for a fee. (One parking space per household)
 - *Some of our housing projects do not have any parking space for rent.
- No pets (cats, dogs, birds, etc.) are allowed.
- Tenants are required to pay common-area charge (*Kyoeki-hi*) to cover the following expenses.
 - (1) Light bulbs and electricity bills for the stairways and outside lights
 - (2) Water bills of running water for common use and electricity bills for water facilities
 - (3) Electricity bills and maintenance cost of the sewage facility
 - (4) Light bulbs and utility bills for meeting places
 - (5) Electricity bills for elevators
 - (6) Sundry expenses (to cover necessary expenses)
- Tenants will be asked to help with cleaning, weeding, and general housekeeping on the premises of our public housing projects as well as sewages.

县营住宅入住通知

县营住宅是县得到国家的补助，为住宅困难者以低廉的房屋租金出租的住宅。

入住者的资格是依法律和县条例等所决定，依①定期招集或②随时招集的方法正进行招集入住者。

有关各团地（住宅区）的招集方法（①定期招集・②随时招集）和入住资格、房屋租金等，详情请咨询群馬县住宅供给公社。



① 定期招集

※ 原则上，目前正在其他公营住宅入住者，无法申请。

- ・定期招集是一年4次（4月・7月・10月・1月）进行招集，入住预定者根据抽签决定。
- ・申请团地（住宅区），可在招集期间分发的「招集团地一览表」刊载的住宅中挑选。
- ・抽签将公开举行，对当选者进行入住资格审查后，决定入住者。

② 随时招集

※ 目前，正在其他公营住宅入住者，可申请。

- ・随时，有受理申请的团地（住宅区）。（根据申请月开始一年（申请月隔年的月末）的有效期间，按先着顺序受理。）
- ・申请方法等与定期招集不同，详情请咨询。

◎团地（住宅区）的介绍图和住宅的照片等可在群馬县住宅供给公社网站浏览。

◎定期招集与随时招集的入住手续流程等是不同的。

◎有规定入住资格、招集方法、提交资料、居住规则等。

◎详情请随意咨询群馬县住宅供给公社。

群 马 县

群馬县住宅供给公社

管理部管理课
网 站

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

申请者资格 (符合下述 1~11 所有选项者)

- 1 外籍人士持有永住或定住（包含日本人配偶者、永住者配偶者等）的在留资格者
- 2 申请者为成年人（若未成年但有婚姻者，可看作成年人）
 - ・可同居者仅限亲人。（含婚约者、内缘(存在事实婚姻，但无法律承认者)）
 - ・单身申请需能独立生活者
- 3 现在住宅困难者
 - ・原则上，拥有住宅者不可申请。
- 4 指定日截止可交纳押金者（房屋租金的 3 个月份额）
- 5 有连带保证人者（有要件规定。）
- 6 群马县内有住址或有工作地点所在者（随时招集团地(住宅区)除外）
- 7 住民税无滞纳者
- 8 申请者本人或同居家属为「有关由黑社会暴力团体的不法行为的防止等法律」规定的非暴力团员者
- 9 按照群马县县营住宅管理条例规定无不正当使用者
- 10 前年收入（包含预定同居家属的收入），为一定收入基准以下者
- 11 无滞纳县营住宅房屋租金
 - ※ 详情请咨询群马县住宅供给公社。

申请资料

- ・为了入住资格审查，需提交必要资料。有关必要资料，请咨询。
- ・有无申请资格，需提交所有资料后最终判定。
- ・提交的所有资料入住申请表等，一概不退还。

其 他

- ・停车场，原则上一户一台收费租赁。
 - ※ 也有无停车场的团地（住宅区）。
- ・禁止饲养狗・猫・鸟等动物类。
- ・下述费用，作为公益费由入住者大家共同承担。
 - ① 楼梯灯和屋外灯的灯泡等的替换和电费
 - ② 共同自来水的自来水使用费和供水设施的电费
 - ③ 污水处理设施的电费和维持管理费
 - ④ 集会所的灯泡等的替换和水电燃气费
 - ⑤ 电梯的电费
 - ⑥ 其他（必要费用）
- ・团地(住宅区)内及杂类排水的清扫、除草、垃圾等的清理，需入住者大家共同协助。

Orientação Sobre a Inscrição da Habitação Provincial

Os Kenei Jyutaku (habitação provincial) são moradias oferecidas pela província de Gunma, que aluga o local por um preço acessível.

As qualificações dos inquilinos são determinadas de acordo com a lei da habitação pública. Estamos buacando inquilinos pelo método de: ①Inscrições permanentes e ②Inscrições periódicas.

Entre em contato com a Corporação Pública do Distrito Residencial da Província de Gunma para obter detalhes sobre o método de recrutamento (①Inscrições permanentes e ② Inscrições periódicas) como: qualificações para entrada, aluguel e outros. Para informações detalhadas busque GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Escritório de fornecimento de províncias).



Inscrições Periódicas

※ Como regulamento fundamental, pessoas que vivem atualmente em outros Kenei Jyutaku (habitação provincial) não podem inscrever-se.

- A inscrição periódico é realizado 4 vezes ao ano (Abril, Julho, Outubro, Janeiro), e os futuros inquilinos são escolhidos através do sorteio realizado.
- Os locais vagos para realizar a inscrição do Kenei Jyutaku (habitação provincial) estará na "lista de apartamentos vagos" que será deistribuído no período de inscrição.
- Os sorteios serão realizados publicamente, e os requisitos para a renda dos selecionados serão examinados, e será determinado os inquilinos que irão ocupar o local.

Inscrições Permanentes

※ Os inquilinos que estão ocupando outros Kenei Jyutaku (habitação provincial) também poderão inscrever-se.

- Há casas que estão recebendo inscrições constantemente. (será válido por 1 ano a partir do mês de registro (desde o mês de registro até o final do mês do ano seguinte), a recepção será por ordem de registro.)
- O modo da referida inscrição difere do modo de inscrição periódica, portanto, informe-se para mais detalhes.
- ◎ O plano e a fotografia da casa podem ser conferidas no site da GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Escritório de Fornecimento de Habitação Provincial).
- ◎ Os procedimentos até a entrada, diferem entre inscrições periódicas e permanentes
- ◎ Está determinado os requisitos para se tornar um inquilino, formulário de inscrição, documentos a serem apresentados, regras de como viver no local.
- ◎ Para informações detalhadas busque GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Escritório de fornecimento de províncias), sem qualquer compromisso.

GUNMA-KEN GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA

(Escritório de Fornecimento de Habitação Provincial)

Departamento de administração
HOMEPAGE

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Requisito dos registrados

(As pessoas que se enquadram perfeitamente nos seguintes requisitos de 1 ~ 11)

- 1 No caso dos estrangeiros, eles devem ter vistos Eijyu (permanentes) ou Teijyu (período longo) (também Nihonjin no Haigusha Tou (dependente de japonês), Eijyusha no haigusha tou (dependente do residente permanente).
 - 2 Os requerentes devem ser maior de idade. (os casados que são de menor serão considerados independentes).
 - Somente familiares podem viver juntos no local. (inclui noivos e concubina(o))
 - Solteiros independentes também poderão inscrever-se.
 - 3 As pessoas estão tendo problemas ou precisam de habitação no momento.
 - Basicamente, as pessoas que têm suas próprias casas não poderão se registrar.
 - 4 As pessoas que podem depositar a mais como Shikikin (garantia). (3 meses de aluguel)
 - 5 As pessoas que têm um Rentai Hoshinin (fiador). (estes têm seus requisitos)
 - 6 Pessoas que têm um endereço ou um local de trabalho em Gunma-ken (excluindo os apartamentos de inscrições permanentes)
 - 7 Pessoas que tem o pagamento do imposto residencial em dia.
 - 8 Pessoas que não são membros de Boryokudan (gangues) determinadas pela lei relativa; "prevenção de atos impróprios de Boryokudan (gangues) ", seja os inscritos ou parentes.
 - 9 Pessoas que não estão violando os regulamentos da administração da habitação provincial de Gunma.
 - 10 Pessoas com renda (incluindo o rendimento de todos os membros da família que viverão juntos) do ano anterior, inferior ao valor básico estabelecido
 - 11 Não ter alugueis não pagos da Kenei Jyutaku. (habitação provincial)
- ※ Mais detalhes a serem relatados no escritório de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA. (Escritório de Fornecimento de Habitação Provincial)

Documentos necessários para inscrição

- É necessário entregar todos os documentos para realizar a qualificação para entrada ao apartamento.
Para mais informações sobre os documentos precisos.
- Se você terá direito ou não para inscrever-se, será determinado quando você enviar todos os documentos necessários.
- Os formulários de inscrição e outros documentos apresentados não serão devolvidos.

Outros

- Aluguel de estacionamento, 1 estacionamento para cada casa
 - ※ Há Danchi (conjuntos habitacionais) que não têm estacionamento.
- É proibido ter animais de estimação como cães, gatos, pássaros, etc.
- As seguintes despesas devem ser pagas pelos inquilinos como despesas da comunidade.
 - 1) Despesas de luz e mudança de lâmpadas das escadas, de fora, etc.
 - 2) Despesas de água de torneira compartilhada e despesas leves da usina de abastecimento de água.
 - 3) Despesas leves de administração e manutenção da estação de tratamento de esgoto.
 - 4) Despesas de luz e água do local de encontro.
 - 5) Despesas da corrente elétrica do elevador.
 - 6) Outros (despesas necessários).
- As limpezas do Danchi (conjuntos habitacionais), jogar os lixos, limpezas dos jardins, terá que ser feito com a cooperação entre todos os inquilinos.

Guía sobre la forma de alquilar Kenei Jyutaku(Vivienda Prefectural)

Kenei Jyutaku (vivienda prefectural) esta construida por la prefectura de Gunma con la colaboración del Estado a fin de proveer viviendas económicas para los necesitados.

Los requisitos para los inquilinos estan establecidas por las leyes y reglamentos prefecturales. Las inscripciones de los inquilinos son ① en forma periódica o ② en forma constante.

Sobre las informaciones detalladas de las inscripciones (①Inscripciones periodicas • ②Inscripciones constante) , requisitos y alquileres informese en GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).



① Inscripciones periódicas

※ Básicamente los inquilinos que estan ocupando otros Kenei Jyutaku (vivienda prefectural) no podrán inscribir.

- Las inscripciones se estan realizando 4 veces al año (abril • julio • octubre • enero) , y los inquilinos se determinan por sorteos.
- Las “listas de las viviendas con inscripciones abiertas”se repartirán durante el plazo de las inscripciones.
- Los sorteos se realizarán en público, luego serán examinados los requisitos para los ingresos de los seleccionados y se determinarán los inquilinos a ocupar.

② Inscripciones constante

※ Se podrán inscribir, también los inquilinos que estan ocupando otros Kenei Jyutaku(vivienda prefectural)

- Existen viviendas que estan recepcionando constantemente la inscripción. (La inscripción estará vigente durante 1 año desde el mes de la inscripción(desde el mes de inscripción hasta el fin del dicho mes del año siguiente), la recepción será por orden de inscripción) .
- El modo de la dicha inscripción difiere con el modo de inscripción periódica, por lo tanto informese detalladamente para lo dicho.

◎El plano y la fotografía de la vivienda podrá ver en la página web de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

◎Los procedimientos de los trámites hasta el ingreso, difieren entre las inscripciones periódica y constante.

◎Estan determinadas; los requisitos para llegar a ser inquilino, forma de inscripción, documentos a presentar, reglas para vivir en dicho lugar.

◎Las informaciones detalladas informese en GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural), sin ningún compromiso.

GUNMA-KEN
GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA
(Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

Departamento de Administración, Sección de Administración
Página web

☎ 027-223-5811
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Requisito de los inscriptos

(Las personas que encuadre totalmente en los siguientes requisitos de 1~11)

- 1 En caso de los extranjeros deberán tener los visados de Eijyu(permanente) o Teijyu(periodo largo)(incluye Nihonjin no Haigusha Tou (dependiente de japones), Eijyusha no haigusha tou (dependiente de residente permanente).
- 2 Los inscriptos deben ser mayor de edad (pero los menores que estan casado se considerarán como mayores)
 - Las personas que pueden convivir estan limitadas en familiares (incluyen cónyuge ilegítimos, comprometidos)
 - En caso de inscribir en estado soltero/a, debe tener la capacidad de mantener su vida.
- 3 Personas estan con problemas o necesitados de viviendas en estos momentos.
 - Básicamente, las personas que tienen casas propias no podran inscribir.
- 4 Las personas que pueden depositar el Shikikin(Garantia)(3 meses de alquiler).
- 5 Las personas que tienen Rentai Hoshonin(garante solidario)(estos tienen sus requisitos)
- 6 Las personas que tienen la dirección o el lugar de trabajo en Gunma-ken(excluyen los inscriptos constante de la vivienda)
- 7 Las personas que no tienen mora de pago del impuesto de residencia.
- 8 Personas que no son miembros de Boryokudan(mafia) determinado por la ley relativa; prevención de los actos indebidos de los Boryokudan (grupo de mafia), sea el inscripto o familiar que esta conviviendo.
- 9 Personas que no están violando el reglamento de la administración de Gunma-ken Kenei Jyutaku, como uso inadecuado de las viviendas, entre otros.
- 10 Las personas con renta(o ingreso)(incluyendo la renta de todo los familiares que va a convivir) del año anterior, menos de la suma básica establecida.
- 11 No tener deuda de alquiler relacionado a Kenei Jyutaku(vivienda prefectural).
 - ※ Más detalles informese en la oficina de GUNMA-KEN JYUTAKU KYOKYU KOUSHA (Oficina de abastecimiento de la vivienda prefectural).

Documentos necesarios para la inscripción

- Para la examinación del requisito de ingreso a la vivienda deberá presentar los documentos necesarios. Sobre los dichos documentos necesarios informese en la oficina mencionada.
- Si tiene derecho o no a la inscripción, se determinará una vez que presente todo los documentos necesarios.
- Los formularios de inscripciones y otros documentos presentado no serán devueltos.

Otros

- Alquiler del parqueo , 1 parqueo para cada vivienda
 - ※ Existen danchi(conjunto de viviendas) que no tienen parqueo.
- Estan prohibidas tener animales como perro, gato, aves, etc.
- Los siguientes gastos deberán pagar los inquilinos como gastos comunitarios.
 - ① Gasto de luz y cambio de lámparas de las escaleras , de afuera, etc
 - ② Gasto de agua del caño compartido y gasto de luz de la planta de abastecimiento de agua.
 - ③ Gasto de luz y administración e mantenimiento de la planta de desague cloacal.
 - ④ Gasto de luz y agua , cambió de lámpara del lugar de reunión
 - ⑤ Gasto de la corriente eléctrica del elevador
 - ⑥ Otros (gastos necesarios)
- Las limpiezas de danchi(conjunto de viviendas) como de limpiezas, limpiezas de los jardines, basuras deberán realizar cooperando entre todos los inquilinos.

HƯỚNG DẪN THUÊ NHÀ CHUNG CƯ CỦA TỈNH

Chung cư của tỉnh, là dạng nhà được tỉnh cho thuê với giá rẻ do được sự hỗ trợ của quốc gia dành cho những người đang gặp khó khăn về vấn đề nhà ở.

Về tư cách của những người thuê nhà, được quy định theo pháp luật và pháp lệnh của tỉnh, và sẽ tổ chức tuyển chọn qua hình thức tuyển chọn định kỳ ① và hình thức tuyển chọn thời gian bất kỳ lúc nào trong năm ②

Để hiểu rõ hơn về phương pháp tuyển chọn của các chung cư (hình thức tuyển chọn định kỳ ① và hình thức tuyển chọn thời gian bất kỳ lúc nào trong năm ②), tư cách của người thuê nhà, giá nhà cho thuê..., xin vui lòng liên hệ văn phòng cung cấp nhà chung cư của tỉnh



① Tuyển chọn định kỳ : ※về nguyên tắc, hiện tại, những người đang sinh sống trong các chung cư thuộc nhà nước khác thì không thể đăng ký ứng tuyển

- Tuyển chọn định kỳ, hàng năm sẽ được tổ chức 4 lần (vào các tháng 4,7,10,1), những người dự định nhập cư sẽ dựa vào bốc thăm để tuyển chọn.
- Những chung cư có thể đăng ký, sẽ được đăng tải thông tin ở 「danh sách các chung cư tuyển chọn」 và được phân phát trong thời gian tuyển chọn
- Việc bốc thăm sẽ được tổ chức công khai, đối với người trúng tuyển sẽ thẩm tra hồ sơ xét duyệt tư cách nhập cư để quyết định người được nhập cư- được thuê nhà chung cư của tỉnh

② Tuyển chọn thời gian tùy ý ※Hiện tại, những người đang sinh sống trong những chung cư thuộc nhà nước khác cũng có thể đăng ký

- Bất kỳ thời gian nào luôn có chung cư tiếp nhận đăng ký. (có thời hạn hiệu lực 1 năm từ tháng đăng ký (cuối tháng của tháng đăng ký vào năm sau), dựa vào thứ tự ưu tiên hồ sơ đến trước để tiếp nhận
- Về phương thức đăng ký, vì sẽ khác với thủ tục đăng ký tuyển chọn vào các kỳ cố định trong năm, vì vậy để hiểu rõ hơn, vui lòng liên hệ để hỏi về các thủ tục

◎Các thông tin hướng dẫn về các chung cư hay hình ảnh các chung cư...có thể tham khảo ở trang web chính của văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma

◎Tuyển chọn định kỳ và tuyển chọn tùy ý đều khác nhau về tiến trình các thủ tục cho đến khi nhập cư

◎Tư cách nhập cư hay phương pháp tuyển chọn, hồ sơ cần cung cấp, luật lệ khi sinh sống...đều được quy định sẵn.

◎Chi tiết, xin vui lòng liên hệ đến văn phòng cung cấp chung cư tỉnh Gunma

văn phòng cung cấp chung cư tỉnh Gunma

phòng quản lý
trang web

☎ 0 2 7 - 2 2 3 - 5 8 1 1
<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

Tư cách của người đăng ký

(là những người đáp ứng được tất cả các tư cách từ 1 đến 11 như sau)

- 1 Người có quốc tịch nước ngoài là những người có tư cách vĩnh trú hoặc định trú (bao gồm cả vợ hoặc chồng của người Nhật, vợ hoặc chồng của người có tư cách vĩnh trú)
- 2 Những người đăng ký phải là người thành niên (những người chưa thành niên nhưng đã kết hôn thì được xem là người thành niên)
 - Những người có thể cùng sống trong chung cư chỉ giới hạn là người thân trong gia đình (bao gồm cả những người vợ/chồng không chính thức (chung sống như vợ chồng) và những người đã đính hôn, đính ước)
 - Những người độc thân có thể đăng ký với điều kiện là có thể tự sinh hoạt được
- 3 Những người đang gặp khó khăn về nhà ở
 - Về nguyên tắc, những người đang có nhà thì không thể đăng ký
- 4 Đến đúng ngày chỉ định, có thể đóng phần tiền cọc (3 tháng tiền nhà)
- 5 Có người bảo lãnh liên đới (có quy định điều kiện)
- 6 Những người đang cư ngụ hoặc có nơi làm việc ở tỉnh Gunma (trừ những chung cư tuyển chọn theo thời gian tùy ý)
- 7 Những người không thiếu thuế thị dân
- 8 Bản thân người đăng ký hoặc người sẽ cùng nhập cư trong gia đình không là thành viên của các băng nhóm bạo lực theo quy định của 「pháp luật liên quan đến phòng chống các hành vi bất hợp lý từ các đoàn thể, băng nhóm bạo lực」
- 9 Những người chưa từng sử dụng bất chính các pháp lệnh quản lý nhà chung cư của tỉnh Gunma
- 10 Về thu nhập của năm trước (bao gồm cả thu nhập của những người trong gia đình mà dự định sẽ cùng chung sống), nhất định phải từ thu nhập tiêu chuẩn trở xuống
- 11 Những người có liên quan đến vấn đề chưa thanh toán đầy đủ tiền thuê nhà chung cư.

※Xin vui lòng liên hệ văn phòng cung cấp nhà chung cư tỉnh Gunma để biết thêm chi tiết

Các hồ sơ cần khi đăng ký

- Vì phải thẩm tra tư cách nhập cư, vì vậy xin hãy xuất trình các hồ sơ cần thiết. Về các hồ sơ cần phải chuẩn bị, xin hãy liên hệ để hỏi rõ thông tin
- Việc có tư cách đăng ký hay không, thì sau khi xuất trình tất cả các hồ sơ cần thiết cho đến cuối cùng sẽ quyết định
- Tất cả những hồ sơ đã được xuất trình như giấy đăng ký nhập cư...đều sẽ không được trả lại

Những vấn đề khác

- Chỗ đậu xe, về nguyên tắc là 1 hộ cho thuê 1 chỗ để xe
 - ※Cũng có những chung cư không có chỗ để xe
- Nghiêm cấm nuôi các loại động vật như chó, mèo, chim...
- Các loại chi phí sau, là chi phí dịch vụ chung mà tất cả những người nhập cư phải phụ trách
 - ① Chi phí thay mới bóng đèn cầu thang, bóng đèn chiếu sáng bên ngoài...và tiền điện cho những thiết bị này
 - ② Tiền nước sử dụng cho hệ thống nước máy dùng chung trong chung cư, chi phí tiền điện cho các thiết bị cấp nước
 - ③ Chi phí tiền điện cho hệ thống xử lý nước thải và chi phí quản lý duy trì.
 - ④ Chi phí thay mới bóng đèn ...và chi phí sử dụng nước ở phòng hội họp
 - ⑤ Chi phí tiền điện cho thang máy
 - ⑥ Chi phí khác (những chi phí cần thiết)
- Vấn đề vệ sinh trong khuôn viên chung cư hoặc đường cống thoát nước, diệt cỏ, dọn dẹp rác thải...mong tất cả các thành viên sống trong chung cư hợp lực với nhau để thực hiện.

県営住宅募集についてのお問合せ先

群馬県住宅供給公社

管理部 管理課

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7番12号
住宅公社ビル1階

電話番号 027-223-5811

FAX 番号 027-223-9808

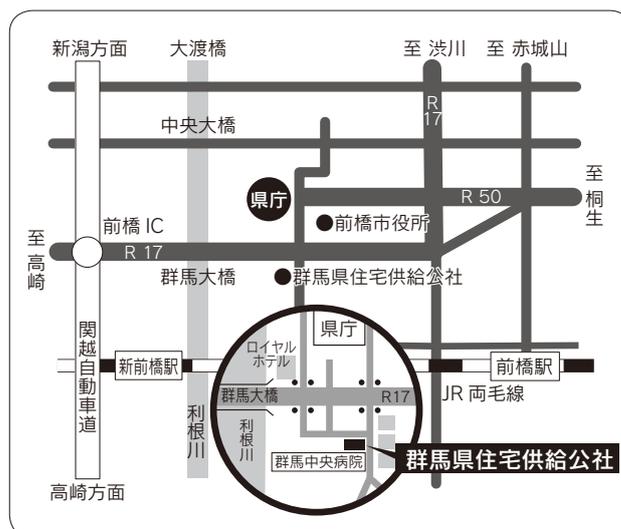
ホームページアドレス

<http://www.gunma-jkk.or.jp/>

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

休業日 祝日(土日を除く)、年末年始

◆土曜日、日曜日は祝日でも営業しています！
お気軽にご相談ください。



群馬県庁から約400m 前橋市役所から約350m
JR前橋駅から約1.4km JR新前橋駅から約1.9km
関越自動車道 前橋ICから約3km
群馬中央病院となり

県営住宅入居申込受付場所

本 社	所 在 地	電話番号
群馬県住宅供給公社 (管理部 管理課)	〒371-0025 前橋市紅雲町1-7-12 住宅公社ビル1階	027-223-5811
公社支社ほか	所 在 地	電話番号
群馬県住宅供給公社 前橋支所 (前橋市役所 8階)	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1	027-898-6986
群馬県住宅供給公社 高崎支所 (高崎市役所 9階)	〒370-8501 高崎市高松町35-1	027-321-1267
群馬県住宅供給公社 桐生支所 (桐生市役所 新館4階)	〒376-8501 桐生市織姫町1-1	0277-46-1111 (代)
群馬県住宅供給公社 太田支所 (太田市役所 9階)	〒373-8718 太田市浜町2-35	0276-30-2011
群馬県住宅供給公社 館林支所 (館林市役所 4階)	〒374-8501 館林市城町1-1	0276-76-7871
群馬県住宅供給公社 富岡支所 (富岡市役所 行政棟3階)	〒370-2392 富岡市富岡1460-1	0274-64-9801
群馬県住宅供給公社 みなかみ支所 (みなかみ町役場 地下2階)	〒379-1393 利根郡みなかみ町後閑318	0278-25-8423

※受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土曜日・日曜日・祝日、年末年始は休業)

草津町役場 (愛町部土木課)	〒377-1792 吾妻郡草津町大字草津28	0279-88-0001 (代)
-------------------	------------------------	------------------

※中島団地につきましては草津町役場で受付しております。開庁日、開庁時間は直接お問い合わせください。



県営住宅では、犬・猫などペットを飼育することは固くお断りしております。
入居申込みに際しては、その点を十分ご注意ください。(盲導犬等は除きます。)
「犬・猫」は絶対に持ち込まないでください。

